

●●年 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

910-****
 福井市**町*番*号
 ○○ 株式会社
 御中

特別徴収税額		課税人員		非課税人員			
人数	税額	人数	税額	人数	税額		
443	700	3					
納付額		6月分	3	36800	12月分	3	36800
		7月分	3	36800	1月分	3	36800
		8月分	3	36800	2月分	3	36800
		9月分	3	36800	3月分	3	36800
		10月分	3	36800	4月分	3	36800
		11月分	3	36800	5月分	3	36800

地方税法第41条及び第221条の4（第321条の6第1等に係る市民税及変更しました

事業主が納入する納税者の人数と月別の合計金額が記載されています。

*月 **日
 福井市長 ●●●

福井市
 之市印長

指定番号	宛先番号	市町村コード	182010	受給者番号	特別徴収税額	255600	6月分	22300	10月分	21200	2月分	21200	(摘要)
福井市**○丁目***番地				福井 太郎	従業員個人の月別の特別徴収税額（給与天引き額）が記載されています。		7月分	21200	11月分	21200	3月分	21200	
福井市**町第○号**番地				福井 花子	従業員個人の年間の税額が記載されています。		8月分	21200	12月分	21200	4月分	21200	
福井市**○丁目○番××号				朝倉 太郎	125200		9月分	21200	1月分	21200	5月分	21200	
指定番号	宛先番号	市町村コード	182010	受給者番号	特別徴収税額		6月分		10月分		2月分		(摘要)
				氏名			7月分		11月分		3月分		
				氏名			8月分		12月分		4月分		
				氏名			9月分		1月分		5月分		
指定番号	宛先番号	市町村コード	182010	受給者番号	特別徴収税額		6月分		10月分		2月分		(摘要)
				氏名			7月分		11月分		3月分		
				氏名			8月分		12月分		4月分		
				氏名			9月分		1月分		5月分		
指定番号	宛先番号	市町村コード	182010	受給者番号	特別徴収税額		6月分		10月分		2月分		(摘要)
				氏名			7月分		11月分		3月分		
				氏名			8月分		12月分		4月分		
				氏名			9月分		1月分		5月分		

この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に對して書き直しをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の書き直しに係る最終の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、税額の取消しの訴えは、前記の書き直しに対する最終の請求を起すまでには提起することができないこととされています。①書き直しがあった日から3か月を経過しても最終決定がないとき、②税額の取消し又は手続上の移行により発生する同一損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他最終決定をしないことにつき正当な理由があるときは、最終を起すまでも税額の取消しの訴えを提起することができます。また、別途の納税者への通知書を送りながら各納税者へ交付して下さい。

特別徴収義務者名 ○○ 株式会社